明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一二）　二
○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一三）　二
○漁船特殊規程の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**二）　二五
○電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令（**経済産業**九）　三三
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（**国土交通**八）　二九

〔告　示〕

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号の規定により総務大臣が告示する地域を定める件（**総務**五五）　五三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**五三、五五、五七、五八）　五三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**五四）　五四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**五六）　五五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**五九～六六）　五五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**六七～六九）　五八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**七〇～七二）　六三
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**六八）　六五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**三九一～四〇一）　六五
○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律に基づき指定法人の住所及び事務所の所在地の変更を公示する件（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　六六
○漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示（**農林水産・国土交通**一）　六九
○主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**一八）　六九
○発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（**同**一九）　七〇
○船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一七六）　七一

〔官庁報告〕

国家試験
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　七一
令和四年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　七三
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　八四

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八五
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二五
会社その他　二五
会社決算公告　二六